

国住政第 172 号
平成 30 年 4 月 1 日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局 住宅政策課長

住宅企画官

「特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に係る
建築士等の証明事務の実施について」の一部改正について

現在、特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例（以下「特例」という。）の適用にあたっては、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 26 条の 3 の規定に基づき、市町村長等が当該家屋の証明を行うことが必要であり、その証明にあたって租税特別措置法第 74 条の 3 第 2 項に規定する増改築等をしたことを確認するための書類について、標記通知により定めているところです。

今般、平成 26 年国土交通省告示第 435 号（租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替）が改正されたところです。

これにより、特例の適用の対象となるために必要な増改築等の工事のうち、第 6 号工事（省エネ改修工事）について、全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事を行っていない場合でも、改修後の住宅全体の省エネ性能が確保される場合に限り、居室の窓の断熱性を高める工事を含む工事が新たに追加されました。

これを踏まえ、本通知の改正を別紙のとおり行うこととしました。

なお、改正の内容については、関係省庁とも協議済みであることを申し添えます。